

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入  
光り堂町 420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

ごあいさつ

寒かった冬も終わり、春めいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、遺産分割の際によく問題となるのですが、葬儀費用は誰が負担すべきかという問題について考えてみたいと思います。

平成25年2月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

## 葬儀費用は誰が負担？

(問) 先日、父が亡くなり、長男である私が喪主となり父の葬儀を執り行いました。葬儀費用として200万円かかったのですが、これを遺産から支出することは認められますか。

(答) 葬儀費用については、被相続人の社会的地位や遺産規模等に照らし相当な範囲内であるか否かの判断が難しく、相続人間で意見が一致しないまま支出されたときは、その負担をめぐる問題が生じます。

被相続人の生前の指示や、相続人らの協議・合意などにより、葬儀費用の負担者を定めることができれば問題はありません。ですから、本件でも相続人らの協議・合意により、遺産から支出することを決めれば、当然遺産から支出することは認められます。問題は

これらにより負担者が決められない場合ですが、法律の明文規定がなく、①喪主負担説、②相続人負担説、③相続財産負担説、④慣習・条理説などがあります。しかし、様々なケースが考えられ、一貫して適用できる共通の基準はなく、一律には決められません。最終的には民事訴訟で決着する必要が生じます。

本件で、たとえば、長男がすでに相続預金から300万円を引き出し、そのうち200万円を葬儀費用として支払った場合について検討してみます。まず、長男が残りの現金100万円を遺産分割調停申立書の遺産目録に挙げた場合には、葬儀費用に充てた200万円について、相続人全員の負担とすることに不満のある相続人が、預金を引き出した長男を相手に不法行為による損害賠償請求などの訴訟を起こさなければなりません。次に、長男が預金から引き出した300万円全額を遺産目録に挙げた場合には、長男の方から、遺産から全部負担してほしいと求めて、民事訴訟を提起しなければなりません。

(右上へ)

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止  
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊟)